　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　副

地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策の措置期限延長承認書

（平成２２年総務省令第７１号、総務省告示第２４６号関係）

　　年　　月　　日

　　　　　様

　下 呂 市 消 防 本 部

消防長　 　　　　　　　　　　印

下記の施設の期限延長について、下記の条件で承認します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 |  | | | | | |
| 設置場所 |  | | | | 施設区分 |  |
| 危険物の類 | 第　　　　　類 | | | 危険物の品名 | 第　　石油類（　　　　　　） | |
| 最大数量 |  | | | 指定数量の倍数 | 倍 | |
| 完成年月日 | 板　厚 | 外面保護 | 規制発生日（おそれが高い） | | 規制発生日（おそれが特に高い） | |
|  |  |  |  | |  | |
| 延長承認期限 |  | | | | | |
| 延長条件 | 1. 延長期間は、一年以内とする。 2. 法第14条の3の2の規定による定期点検及び規則第62条の5の2第1項の規定による地下貯蔵タンクの漏れの点検について、措置期限以降、前回の点検実施日から６ヶ月を超えない日までに実施すること。ただし、措置期限の日に既に６ヶ月以上経過している場合は速やかに実施すること。 3. 危険物の貯蔵又は取扱数量の在庫管理を一日に一回以上行うとともに、漏えい検査管により１週間に１回以上危険物の漏れを確認し、記録を保存すること。 4. 危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関すること、当該者に対する教育に関すること、在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置に関することその他必要な事項について計画を定め届け出ること。 5. 延長期間中に限らず、措置が可能となった時は速やかに実施すること。 | | | | | |

備　考　　　　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

　　　　　　　２　延長条件に違反した場合は、直ちに延長承認を取り消します。